
2018年2月21日 JRRC著作権セミナー

企業実務と著作権

～ 最新トラブル例を通じて～

弁護士 池村 聡

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

本日お話ししたいこと

- ✓ 日々の業務に非常に密接にかかわる「著作権」
- ✓ 著作権の基本、理解していますか？日々の業務で知らず知らずのうちに著作権侵害をしちゃってませんか？
- ✓ 著作権侵害で訴えられたり逮捕されたり...我が社には関係ない、バレなきゃ大丈夫、バレるわけない...なんて心のどこかで思っていないですか？



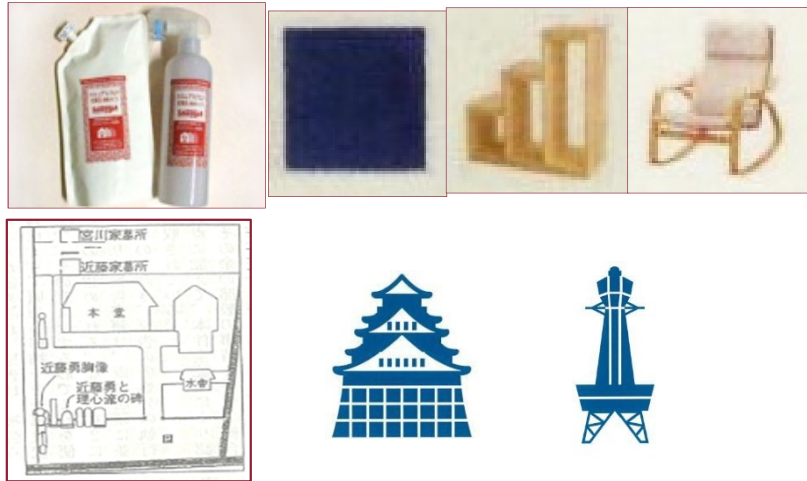
- ✓ 世間で話題になった事件や身近な事件を通じて、著作権意識を高める。
- ✓ 実際の事件から得られる教訓、著作権侵害をしないための勘所を学ぶ。
- ✓ (おまけ) 著作権法改正の最新動向

我々の身の周りは著作物だらけであるという現実(1)

- ✓ 作成者の個性が多少なりとも表現されていれば「著作物」として「著作権」の対象となる(=原則無断利用できない)
- ✓ 裁判例上、著作物のハードルはかなり低い
- ✓ 著作物か否かに明確な基準はなく、時としてその判断は非常に難しい

我々の身の周りは著作物だらけであるという現実(2)

裁判所が著作物だと判断したもの



- ・「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」
- ・「朝めざましに驚くばかり」、「志賀直哉もガーナチョコレートを食べたい」
- ・「...やりたいことや将来のことなんて考えてなかった。だから中2のとき、友達と一緒にジャニーズ事務所に履歴書送ったときも、絶対スターになりたいって思って応募したわけじゃないんだよね。『芸能人に会えるし、タダで海外に行けるし、大磯ロングビーチにも入れるぜ』みたいな(笑)」

裁判所が著作物ではないと判断したもの



- ・「音楽を聞くように英語を聞き流すだけ 英語がどんどん好きになる」「ある日突然、英語が口から飛び出した！」
- ・「ゆううつな井伏氏」、「アッシが悪い」
- ・「マナー知らず大学教授 マナー本海賊版作り販売」
- ・「使い始めて2週間ほどでお風呂の内側を蹴ったりして遊ぶようになります。ただし、水嫌いの赤ちゃんなど個々に差があり、反応は様々です。よく観察して赤ちゃんの状態や水温などにご注意ください。」

我々の身の周りは著作物だらけであるという現実(3)

- ✓ 我々の身の周り、特にネット上は著作物だらけ
- ✓ 著作物を無断でコピーしたりネット配信等したりすれば原則著作権侵害になってしまう
- ✓ クローリングや各種送受信も同様であり、ITを活用する新サービスの多くは、好むと好まざるとを問わず著作権が関係してくる

安易なパクリは危険(1)

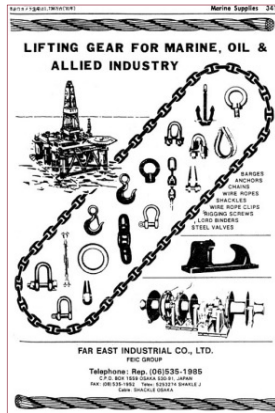
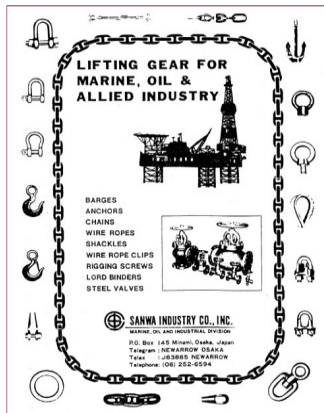
- ✓ ある著作物の「特徴的な部分」をそのまま使ってしまうと著作権侵害に当たる。
- ✓ 侵害か否かの判断は微妙なことも少なくないが、少なくとも「そっくりそのままじゃなきゃいいんでしょ」「ちょこっと変えればOKでしょ」という意識は危険。

裁判所が著作権侵害だとしたもの



安易なパクリは危険(2)

- ✓ 以下は裁判所が著作権侵害を否定したが、「この程度似ていれば(最終的には勝てるかもしれないものの)訴えられてしまうリスクがある」という見方もできる。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

安易なパクリは危険(3) - 流用やパクリがバレやすい時代

- ✓ 昔と異なり、検索技術の発達等によって流用やパクリが非常に発覚しやすくなっている。
- ✓ 素人でもネット上で容易に告発 / 拡散が可能な社会。
- ✓ 内部告発により発覚するケースも少なくない。
- ✓ 最近では、監視業務代行業者や侵害発見・使用料請求代行業者も存在する。
例)「COPYTRACK」 <https://www.copytrack.com/ja>



「どうせバレない」「他社もやってるし」という認識は直ちに改めるべき

法律と民意の乖離が招く「炎上」リスク(1)

- ✓ そもそも著作物でない場合やアイデアが共通するに過ぎない場合、たまたま似たに過ぎない場合等は著作権侵害には当たらないが、「炎上」リスクに注意
- ✓ 著作権の専門家の殆どが著作権侵害ではないと考えていたにもかかわらず、あたかも著作権侵害のごとく「炎上」した五輪エンブレム騒動



法律と民意の乖離が招く「炎上」リスク(2)

- ✓ ユーザーが真に同意をすれば、ユーザーから著作権の無償譲渡を受けるなど、事業者にも有利な契約内容でも法律上は有効



- ✓ 最近のユーザーは権利意識が高く、必要以上に事業者にも有利な利用規約については、事業中断等のリスクも
 - 例) オリジナルTシャツ作成サービスの利用規約を巡る炎上事例
 - ニュース映像投稿サイトの利用規約を巡る炎上事例
 - 小説、イラスト等投稿サイトの利用規約を巡る炎上事例

- ・ 法務的・知財的には模範解答であっても世間では通用しない場合も
- ・ ユーザー目線でのチェックが常に不可欠
- ・ 「もらえるものは何でももらう」から「必要なものを必要な分だけ」という発想転換
- ・ 同じ「炎上」でも前スライドの「炎上」とは質的に異なる

キュレーションサイト事件(1)

事案の概要

D社が運営するいわゆる「キュレーションサイト」において、第三者の画像や文章等が大量に無断掲載されていた事件

結果

- ✓ 第三者委員会の報告書(平成29年3月)によれば、**全記事472万超の画像中74万点以上について、全記事37万超記事中2万点強**について、著作権侵害の可能性があるとされた。
- ✓ 10サイトが閉鎖、関係者の処分、役員の辞任...

背景(そして教訓)

- ✓ 検索エンジン対策(SEO)のための**記事量産志向**
そのための記事の低品質化、**執筆作業の省エネ化(手抜き化)**
第三者記事(画像、文章)の流用をライターに事実上推奨していた現場
マニュアルの機能不全、チェック体制の不備
- ✓ **著作権意識の低さ**(「引用」というマジックワード? 次スライド)

キュレーションサイト事件(2)「引用」というマジックワード？

著作権法第32条(引用)

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

2 (略)

- ✓ 上記条文の要件を満たした「引用」であれば、無許諾利用が許されるが、要件を満たさないものは許されない。
- ✓ 世間的には、「出典表示」さえすれば「引用」として無許諾利用が許されると誤解されている節があるので要注意。法務部・知財部の常識 現場の認識
- ✓ キュレーションサイトで第三者の画像を借用する場合も、その画像について解説、批評等するオリジナルの文章が必要であるし、あくまでオリジナルの文章が主役で、借用する画像は脇役であるという関係(=主従関係)になくしてはならない。
- ✓ 元サイトを見ずともキュレーションサイトだけを見れば事足りてしまうような利用態様は、正当な引用とは評価され難いように思われるし、元サイト(権利者)側から見れば、「おいしいところをキュレーションサイトに持ってかれた」「他人の禪で相撲を取りやがって」と考えるのではないか。
- ✓ また、個人の場合、SNS内で第三者に利用されることには寛容でも、SNS外で利用される(特に商用利用される)ことに対して、非常にナーバスで、「炎上」に発展しがち。

修理規約事件(東京地裁平成26年7月30日判決)

事案の概要

原告(時計修理業者)が被告(時計修理業者)に対し、被告のウェブサイトに掲載された修理規約等の文言やバナー画像等が原告のウェブサイトに掲載された文言等を複製または翻案したものであるとして、損害賠償等を求めた事案

競合他社サイトの規約を参考に自社サイトの規約を作成したところ、訴えられてしまった事例

判決

「疑義が生じないよう同一の事項を多面的な角度から繰り返し記述するなどしている点」に創作性を認め、両規約において、見出しの項目、各項目に掲げられた表現、記載順序が同一又はほぼ同一であるとし、著作権侵害を認め、5万円の損害賠償等を認容。

教訓

- ✓ 実際両規約の文章にはそれなりに違いもあり(=丸パクリではない)、疑問も残る判決だが、他社例を参考に利用規約等を作成する際に、**他社サイトの表現を借用することは危険であること**を示す裁判例であるといえる。
- ✓ 契約書雛型等や各種マニュアル等を作成するときにも要注意。
- ✓ 乳児用浮き輪の取扱い説明書に記載されたイラストに関して著作権侵害を認めた事案として、東京地判平成28年7月27日(スイマーバ取扱説明書事件)がある。

ストックフォト事件(東京地裁平成27年4月15日判決)

事案の概要

ストックフォト事業社Aが著作権を持つ画像6枚をフリー素材であると勘違いして自身のサイトに無断使用してしまった事件

被告の言い分

- ✓ サイト用の画像を探している際に、第三者がA社の画像をフリー素材としてフリーサイトに流出させたものをフリー素材だと誤信して使用してしまったに過ぎない
- ✓ 画像にはA社が著作権を持つことを示す識別情報は何もなく、注意のしようがない

判 決

- ✓ 仮にフリーサイトから入手したとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用を控えるべきことは著作権等を侵害する可能性がある以上当然である
- ✓ 約20万円の損害賠償認容

教 訓

- ✓ 安易にフリー素材だと考えることは危険
- ✓ フリー素材だと判断して利用する場合、事前に法務等に十分確認すべき

問題集コピー事件(平成29年6月)

事案の概要

- ✓ 中国人留学生向けの予備校が、授業で使用するために市販の本や問題集(90冊)を丸々コピーし(95万9000頁)、生徒に配布したという事案
- ✓ 市販本や問題集のスクリーンデータをハードディスクに保管し、講師からのリクエストメールに応じて必要数プリントアウトし、生徒に配布していた

結果等

- ✓ 予備校は、「悪意なく日本の著作権法を知らずにやってしまった。事実は事実として認め、損害賠償請求についても、誠意をもって対応していきたい。いま現在は、学校でオリジナルの教材作りを始めている。」と述べている
- ✓ 昨年6月、「内部告発」によって発覚

解説

- ✓ 教科書や試験問題での複製、授業における複製など、教育分野での権利制限規定は少ないが、「営利目的」のもの(企業が運営する予備校、学習塾等)には適用されない(本件は非営利でもアウト)。
- ✓ 内部告発により著作権侵害が発覚するケースは意外と多い

契約書作成の重要性

- ✓ 実務上、**契約書をしっかり作成しておけば防げたであろうトラブルは少なくない**

近時の裁判例

- ・写真の許諾範囲を巡るトラブルとして知財高判平成28年6月23日
 - ・イラストの許諾範囲を巡るトラブルとして東京地判平成28年6月23日
 - ・ゆるキャラの著作権譲渡を巡るトラブルとして大阪高決平成23年3月31日
 - ・編集著作物の利用を巡るトラブルとして知財高決平成28年11月11日
- ✓ 単に契約書を作ればよいのではなく、「**しっかりした契約書**」を作成・締結しなければ**意味がない**(かえって逆効果の場合すらある)
 - ✓ **トラブル時に威力を発揮する(裁判所が重視する)のが隙のない契約書であるという事実**

平成30年著作権法改正

- ✓ 予想されるラインナップ
 - ・柔軟な権利制限規定
 - ・教育の情報化関係 異時送信、補償金
 - ・教育の情報化関係 デジタル教科書対応：学校教育法改正に伴う改正
 - ・障害者福祉関係（マラケシュ条約対応）
 - ・展示作品の館内タブレット閲覧
 - ・裁定制度の国、地方公共団体の優遇
 - ・国会図書館による外国図書館への絶版等資料の送信
 - ・保護期間延長等？：TPP整備法の改正に伴う改正？
- ✓ 主な注目ポイント
 - ・どの程度「柔軟な」権利制限規定か？
 - ・TPP11に伴う改正はあるのか？（改正がある場合、凍結対象の保護期間延長やアクセスコントロール回避規制の取扱い等は？）